許可

破砕業

申請書

許可の更新

※ 許可番号				
※許可年月日				
_	•	年	月	日

(あて先) 奈良市長

(郵便番号)

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

事業	色の範囲	(R) G (S)	<u> </u>	2 31 7 0				
事業	笑所の名称]	及び所在地						
	名 称							
	所在地	(郵便番号)				,	電話番号	
事業	業 の用に供	する施設の概要						
施調を	役の設置の	いて廃棄物処理 許可を受けてい その許可の年月 号		年	月	日	第	号
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む		者	『道府県	・市名			(申請中の場合に 申請年月日)	
てに	は、その許 場合にあっ	ハる場合にあっ 可番号 (申請中 ては、申請年月						
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の		者	『道府県	・市名			(申請中の場合に 申請年月日)	
有しその	している場 の許可番号	のを含む。)を 合にあっては、 (申請中の場合 申請年月日)						

破碎	幹業を行おうとする	事業所						
_	トの場所で解体自動	. ,						
	加車破砕残さの積料							
	管を行う場合には、							
	の所在地、面積及び	保管量						
の <u> </u>		게(C.S.M. 가 +1'\)-	- トッキロ 一下が20	+L4=40	- 1- >) - 沙井 ドフーサム		
	日の氏名及び住所(, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		. , ,		
	、相談役、顧問それなれる。							
	務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す スォのよ認められる考え合は、 はよっなる場合に記すすること。)							
(a) E	るものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。) (ふりがな) (ホリガな)							
	氏 名	,	役職名		住	所		
	70 1	-1						
		T ~ 4						
令第	55条に規定する使	用人の氏名	はび住所(当該使	用人がある場	合に記	入すること。)		
	(ふりがな)		~ 役職名		住	所		
	氏 名	<u>i</u>				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
2.1		»N →			Als arm I	12 H 1 - 1 - 1 H A		
• • •	_,	が任所(未	成年者であり、か	つ、その法定	代埋人	が個人である場合		
(二部	ピ入すること。) 							
	(ふりがな) 氏 名	<u>.</u>		住 j	所			
	1 1	1						
L								
法定	定代理人の名称及び		にその代表者の氏	名(未成年者	であり	、かつ、その法定		
代理	見人が法人である場	合に記入す	ること。)					
	名 称							
	(ふりがな)							
	代表者							
	の氏名							
		郵便番号	<u> </u>					
	住所	世界大田と	7)					
	II 17 		電話番号					
	甲が出て							

法定代理人の役員の氏名及び住	所(業務を執行す	~る社員、取締役、	執行役又はこれらに
準ずる者をいい、相談役、顧問る	この他いかなる名称	尓を有する者である	かを問わず、法人に
対し業務を執行する社員、取締役	と、執行役又はこれ	いらに準ずる者と同	等以上の支配力を有
するものと認められる者を含む。	未成年者であり、	かつ、その法定代	理人が法人である場
合に記入すること。)			
(ふりがな)	公山野北 友	<i>l</i> →	言に
氏 名	役職名	住	所
発行済株式総数の100分の5以	人上の株式を有する	。 株主又は出資の額の	の100分の5
以上の額に相当する出資をしてい	いる者(法人である	。 場合において、当	該株主又は出資
をしている者があるときに記入す	つること。)		
(ふりがな)		. 保存	 有する株式の数
氏名又は名称	住	T	は出資の金額
24 12(13) 111			TO II A
標準作業書の記載事項			
解体自動車の保管の方法			
解体自動車の破砕前処理を			
行う場合にあっては、解体			
自動車の破砕前処理の方法			
解体自動車の破砕を行う場			
合にあっては、解体自動車			
の破砕の方法			
排水処理施設の管理の方法			
(排水処理施設を設置する			
場合に限る。)			
解体自動車の破砕を行う場			
合にあっては、自動車破砕			
残さの保管の方法			
解体自動車の運搬の方法			
77111 11337-117 21/18/19/19/12			
加州古利士のかれるケーンロ			
解体自動車の破砕を行う場			
合にあっては、自動車破砕			
残さの運搬の方法			
破砕業の用に供する施設の			
保守点検の方法			
火災予防上の措置			
△手数料欄			

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかに する図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添 付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。